

このガイドラインは(株)東京証券取引所制定のもので、(株)大阪証券取引所、(株)名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所及び(株)ジャスダック証券所においては、各取引所がそれぞれガイドラインを制定しております。

## 「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。

### ・指定基準

次に掲げる 1 . ~ 3 . の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。

#### 1 . 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ . 売残高の対上場株式数比率が 1 0 % 以上で、かつ、売残高の対買残高比率が 6 0 % 以上である場合
- ロ . 買残高の対上場株式数比率が 2 0 % 以上である場合

#### 2 . 信用取引売買比率基準

3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 2 5 日移動平均株価との乖離が 3 0 % 以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ . 3 営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が 1 , 0 0 0 売買単位以上である場合に限る。）が 2 0 % 以上である場合
- ロ . 3 営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が 1 , 0 0 0 売買単位以上である場合に限る。）が 4 0 % 以上である場合

#### 3 . 特例基準

1 . 及び 2 . の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(注 1) 売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。

(注 2) 1 . については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。

(注 3) 1 . については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断し

た場合には、当該基準を適用することができる。

#### ・解除基準

次に掲げる 1. ~ 3. の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。

##### 1. 残高基準

次のイ. 及びロ. のすべてに該当した場合

イ. 5 営業日連続して売残高の対上場株式数比率が 8 % 未満である場合

ロ. 5 営業日連続して買残高の対上場株式数比率が 16 % 未満である場合

##### 2. 株価基準

5 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 15 % 未満である場合

##### 3. 特例基準

1. 及び 2. の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。

#### ・その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「各営業日時点における 25 日移動平均株価」とは、当該営業日を最終日とする連続した 25 営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「信用取引の新規売付け比率」及び「信用取引の新規買付け比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

以 上

（平成 17 年 8 月 8 日実施）

## 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。

### ．実施基準

#### 1．第一次措置の実施基準

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる（１）～（３）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。

##### （１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ．売残高の対上場株式数比率が15%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が70%以上である場合
- ロ．買残高の対上場株式数比率が30%以上で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上である場合

##### （２）信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ．3営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が20%以上である場合
- ロ．3営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が40%以上である場合

##### （３）特例基準

（１）及び（２）の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

#### 2．第二次措置の実施基準

第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（３）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

( 1 ) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ．売残高が第一次措置実施時の残高（第一次措置を実施した日における売残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が80%以上である場合
- ロ．買残高が第一次措置実施時の残高（第一次措置を実施した日における買残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上である場合

( 2 ) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ．3営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が20%以上である場合
- ロ．3営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が40%以上である場合

( 3 ) 特例基準

( 1 ) 及び ( 2 ) の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

3．第三次措置の実施基準

第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる( 1 ) ~ ( 3 ) の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

( 1 ) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ．売残高が第二次措置実施時の残高（第二次措置を実施した日における売残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が90%以上である場合
- ロ．買残高が第二次措置実施時の残高（第二次措置を実施した日における買残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上である場合

( 2 ) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ．3営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が20%以上である場合

ロ．3営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が40%以上である場合

### （3）特例基準

（1）及び（2）の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

（注1）第三次措置を実施した銘柄であっても、当取引所が必要と判断した場合には委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施することができる。

（注2）売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。

（注3）1．～3．の各（1）については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に実施することができる。

（注4）1．～3．の各（1）については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

### ．委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

委託保証金の率の引上げ等の措置は以下のとおりとする。

委託保証金率：100分の20を加える。

うち現金担保分：100分の20を加える。

ただし、当該措置実施前に当該銘柄に適用されている委託保証金の率が100分の40を超える場合については、次のとおりとする。

委託保証金率：100分の10を加える。

うち現金担保分：100分の10を加える。

なお、当取引所が信用取引の利用状況、銘柄の特性及び市況全般との関連性等を踏まえて必要と判断した場合には、措置の内容を変更することができる。

### ．解除基準

次に掲げる（1）～（3）の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。

( 1 ) 残高基準

次のイ．及びロ．のすべてに該当する場合

イ． 5 営業日連続して売残高の対上場株式数比率が 1 2 % 未満である場合

ロ． 5 営業日連続して買残高の対上場株式数比率が 2 4 % 未満である場合

( 2 ) 株価基準

5 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 2 5 日移動平均株価との乖離が 1 5 % 未満である場合

( 3 ) 特例基準

( 1 ) 及び ( 2 ) の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は措置を解除しないことができる。

．その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格(最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。)とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「各営業日時点における 2 5 日移動平均株価」とは、当該営業日を最終日とする連続した 2 5 営業日の株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「信用取引の新規売付け比率」及び「信用取引の新規買付け比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。
- ・ 委託保証金の率の引上げ等の措置のほか、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け(取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)の制限又は禁止の措置を実施することができる。なお、このうち禁止の措置については、午前立会の売買における信用取引の利用状況が著しく過度であると認められる場合など当取引所が特に必要と判断した場合に限り、当日午後立会の売買(ToSTNeTを含む。)において適用することができる。

以 上

(平成 1 7 年 8 月 8 日実施)